

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名 しらゆり居宅介護支援事業所  
所在地 山梨県甲斐市篠原1895-1  
事業所指定番号 1961790001  
管理者連絡先 所長 阿部 学 電話：055-276-9933  
サービスの提供地域 甲斐市、甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、韮崎市、市川三郷町、富士川町、身延町

## 2. 事業所の職員体制

主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 7名 事務員（兼務） 1名以上

## 3. 営業時間

平日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00  
休業日 日曜・祝祭日・年末年始（12月30日～1月3日）  
（但し、休日、時間外も必要に応じて対応します。）

## 4. サービス提供の主な内容

- ①介護にかかわる相談援助や要介護認定の申請手続きの代行
- ②居宅サービス計画の作成
- ③サービス事業者との連絡調整や指定介護保険施設との連絡調整
- ④訪問調査の委託業務
- ⑤その他の要介護者等の必要な援助、苦情受付

## 5. 利用料金

別紙、居宅介護支援サービス内容説明書に記載する通りです。

## 6. 感染症の予防及びまん延の防止

- 感染症が発生した際の予防及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員及び事業者に所属する者に周知徹底します。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③介護支援専門員及び事業者に所属する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 7. 事故発生時の対応

利用者に対する介護支援サービスの提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・利用者の市町村等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

## 8. 相談窓口・苦情対応

- ①居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 阿部 学 受付時間 9:00～17:00  
電 話 055-276-9933

- ②その他

市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

山梨県国民健康保険団体連合会 受付時間 水曜日 9:00～16:00  
電 話 055-233-9201

利用者様がお住まいの各市町村役場 介護保険課

甲斐市 長寿推進課 介護保険係	電 話	055-278-1693
甲府市 介護保険課	電 話	055-237-1161
南アルプス市 介護福祉課	電 話	055-282-1111
中央市 高齢介護課	電 話	055-274-8556
昭和町 いきいき健康課	電 話	055-275-8785
韮崎市 長寿介護課	電 話	0551-23-4313
市川三郷町 介護課 介護保険係	電 話	055-272-1106
富士川町 福祉保健課 介護保険担当	電 話	0556-22-7207
身延町 福祉保健課 介護保険担当	電 話	0556-20-4611

## 9. 緊急時の対応

居宅介護支援サービスの実施中に、利用者により病状の急変などの緊急事態が生じた場合は、利用者の家族・主治医などに連絡を行なうとともに、必要な処置を講じます。

## 10. 秘密の保持

介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。また、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

### 11. 虐待の防止

- 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員及び事業者に所属する者に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
  - ③介護支援専門員及び事業者に所属する者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
  - ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

### 12. 業務継続計画の策定

感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員及び事業者に所属する者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 13. 身体的拘束等の禁止

利用者本人又は他者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

### 14. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は次の者ですので、サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

介護支援専門員：氏名 連絡先(電話) 055-276-9933

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 医療法人 仁和会 しらゆり居宅介護支援事業所  
所在地 山梨県甲斐市篠原1895-1  
説明者 氏名 印

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 氏名 印

(代理人) 住所 氏名 印

## 居宅介護支援・サービス内容説明書

### 1. サービスの内容

- (1) 利用者が自宅において必要なサービスを適切に利用できるよう、適切な居宅介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整やその他必要な対応を行います。
- (2) 利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的として、連携その他必要な対応を行います。
- (3) 居宅介護支援に当っては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- (4) 居宅介護支援に当っては、要介護状態の悪化防止又は、要介護状態の予防に努めるとともに、医療サービスの連携についても十分配慮します。
- (5) 居宅サービス計画の作成後も定期的に利用者及び家族と連絡をとり、サービス計画の実施状況、解決すべき課題を把握し、必要に応じて、計画の変更、サービス事業者との連絡調整やその他必要な対応を行います。
- (6) 居宅介護支援に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に偏らないよう、公正中立に対応します。また、利用者から求めがあった場合は、サービス事業所を位置づけた理由の説明、複数のサービス事業所の紹介等を行います。

### 2. 利用料金等

利用料金は以下の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については、原則として利用者負担はありません。

居宅介護支援費 I (月額)

	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
居宅介護支援費 (i)	要介護1・2	1,086円	2,172円	3,258円
	要介護3・4・5	1,141円	2,282円	3,423円

特定事業所加算 (月額)

	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
特定事業所加算 (I)	要介護1～5	519円	1,038円	1,557円
特定事業所加算 (II)	要介護1～5	421円	842円	1,263円
特定事業所加算 (III)	要介護1～5	323円	646円	969円
特定事業所加算 (A)	要介護1～5	114円	228円	342円
特定事業所 医療介護連携加算	要介護1～5	125円	250円	375円

その他加算 (月額)

	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	要介護1～5	300円	600円	900円
入院時情報連携加算 (I)	要介護1～5	250円	500円	750円
入院時情報連携加算 (II)	要介護1～5	200円	400円	600円
退院・退所加算 (I) イ	要介護1～5	450円	900円	1,350円
退院・退所加算 (I) ロ	要介護1～5	600円	1,200円	1,800円
退院・退所加算 (II) イ	要介護1～5	600円	1,200円	1,800円
退院・退所加算 (II) ロ	要介護1～5	750円	1,500円	2,250円
退院・退所加算 (III)	要介護1～5	900円	1,800円	2,700円
通院時情報連携加算	要介護1～5	50円	100円	150円
ターミナル ケアマネジメント加算	要介護1～5	400円	800円	1,200円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	要介護1～5	200円	400円	600円

- ・以下に該当する場合は、一旦1ヶ月あたり要介護状態に応じた介護報酬告示上の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
  - (1) 保険料の滞納等により当事業所が法定代理受領できない場合
  - (2) その他の理由で当事業所が法定代理受領できない場合
- ・介護支援専門員がサービス提供地域を超える地域に訪問・出張する場合には、その旅費（実費）をお支払いいただきます。料金は、提供地域を越えてから往復1km毎に50円です。

### 3. サービス利用状況

前6か月間の訪問介護等サービス利用状況は、以下の通りです。

令和6年9月～令和7年2月の期間中に作成した居宅サービス計画総数 939件

期間中に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用件数と割合

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
260件 (27.6%)	247件 (26.3%)	141件 (23.5%)	634件 (67.5%)

各サービスの利用上位3事業所とその割合

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
ヘルパーステーション コスモス (26.5%)	ケアパートナー甲府 (12.5%)	デイサービス おれんじ (21.9%)	㈱介護センター花岡 甲府店 (40.6%)
やさしい手甲府 甲斐事業所 (15.0%)	サンクシア デイサービスセンター (7.2%)	デイサービスセンター つどい (21.2%)	株式会社サンクシア (27.6%)
サンクシア ヘルパーステーション (12.6%)	ゆめみどり デイサービスセンター (6.8%)	デイサービス リハビリテーション こんね中下条 (17.0%)	福祉用具きぼう (5.5%)